

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第81号 概要

①件名	実父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第707号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及びこれまでに一度も保管したことがないのか、再度確認、審査して貰いたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月19日（沖縄県諮問子第1号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第707号による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 国庫債券印鑑等届出書については写しを取らず、関係機関を經由して日本銀行へ保存されるため、保有していない。</p> <p>イ 委任状については、通常、請求書と一緒に保存するが、本件では当初から請求書に添付されていないため、保有していない。</p> <p>ウ 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>エ 国債証券受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>オ 国債証券受領書原符については、作成・保有しておらず、不存在である。</p> <p>カ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとはまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>(3) 付言</p> <p>本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。</p> <p>今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。</p> <p>また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないように、事務手続の見直しに努めるよう要望する。</p>